

\* 歯科医院にお渡しください。



## 歯科医院へのお願い

### 妊婦歯科健康診査 費用の払い戻し制度について



京都府福知山市

福知山市では協力歯科医療機関以外の歯科医院で妊婦歯科健康診査の受診を希望される妊婦さんを対象に、歯科健診費用の払い戻し制度を実施しています。ご協力をお願いいたします。

#### <制度の概要>

協力歯科医療機関以外の歯科医院で妊婦歯科健康診査を受診された場合、妊婦歯科健康診査受診票の内容に限り、費用を妊婦ご本人が自費でいったん支払い、その後、福知山市に申請することで公費負担分の費用が返ってくるという制度です。

#### <対象者>

福知山市に住民票がある妊婦

#### <手順>

- 1 受診票と保険証の住所に間違いがないか確認してください。
- 2 本人記入欄が全て記入されているか確認してください。
- 3 歯科健診後、受診票への**歯科健診日時、所見、医療機関名等**の記入をお願いします。
- 4 **ご本人に受診票と領収書をお渡しください。**

#### <注意事項>

- ・保険診療は対象になりません。
- ・歯石除去等の治療が必要な場合は、別日で治療を行ってください。
- ・妊婦さんが、同日治療を希望された場合は、償還払いの金額が初再診療と検査料の保険適応分のみでの返金（約1300円程度）になる旨了解を得てください。

#### 【問い合わせ先】

〒620-0035

京都府福知山市字内記 100 番地

福知山市福祉保健部子ども政策室 母子保健係

電話0773-24-7055